

議案第 6 4 号

南丹市印鑑条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市印鑑条例の一部を改正する条例

南丹市印鑑条例（平成 18 年南丹市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（印鑑登録証明の申請） 第11条 登録者が、その登録を受けている印鑑についての印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録者又はその代理人が登録証を添えて行わなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード_____ _____ _____ _____ _____ _____	（印鑑登録証明の申請） 第11条 登録者が、その登録を受けている印鑑についての印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録者又はその代理人が登録証を添えて行わなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第</u>

_____ (以下「個人番号カード __」という。)の交付を受けた登録者が 電子署名等に係る地方公共団体情報シ ステム機構の認証業務に関する法律(平成 14年法律第153号。以下「公的個人認証 法」という。)第22条第1項に規定する個 人番号カード用利用者証明用電子証明書 (以下「個人番号カード用利用者証明用 電子証明書」という。)が記録された個 人番号カード__を添付して申請を行う場 合は、登録証の添付を要しない。 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、 多機能端末機(本市の電子計算機と電気 通信回線で接続された端末機で、証明書 等を発行する機能を有するものをい う。)に個人番号カード用利用者証明用 電子証明書が記録された個人番号カード __又は移動端末設備(電気通信事業法(昭 和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号 ロに規定する移動端末設備であって公的 個人認証法第35条の2第1項に規定する移 動端末設備用利用者証明用電子証明書が 記録されたものに限る。)を用いて、電 子署名等に係る地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第120号)第42条第2項 に規定する暗証番号その他必要な事項を 入力することにより、印鑑登録証明書の 交付を市長に申請することができる。	<u>71号)第16条の2第1項に規定する特定特 別永住者証明書</u>(以下「個人番号カード 等」という。)の交付を受けた登録者が 電子署名等に係る地方公共団体情報シ ステム機構の認証業務に関する法律(平成 14年法律第153号。以下「公的個人認証 法」という。)第22条第1項に規定する個 人番号カード用利用者証明用電子証明書 (以下「個人番号カード用利用者証明用 電子証明書」という。)が記録された個 人番号カード<u>等</u>を添付して申請を行う場 合は、登録証の添付を要しない。 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、 多機能端末機(本市の電子計算機と電気 通信回線で接続された端末機で、証明書 等を発行する機能を有するものをい う。)に個人番号カード用利用者証明用 電子証明書が記録された個人番号カード <u>等</u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭 和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号 ロに規定する移動端末設備であって公的 個人認証法第35条の2第1項に規定する移 動端末設備用利用者証明用電子証明書が 記録されたものに限る。)を用いて、電 子署名等に係る地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第120号)第42条第2項 に規定する暗証番号その他必要な事項を 入力することにより、印鑑登録証明書の 交付を市長に申請することができる。
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。